

処遇改善加算に関する情報公開

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団は、処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰを取得しています。

処遇改善加算及び特定処遇改善加算に対する取り組みについて

キャリアパス要件について

要件Ⅰ

職員の職位、職責又は職務内容等の任用要件を定めています。

職員の職位、職責又は職務内容等に応じた給与体系を定めています。

就業規程、給与規程等の諸規定を書面で整備し、全ての職員に周知しています。

要件Ⅱ

職員との意見交換を行い、サービス向上のため、研修計画に沿って研修を行い、専門的な知識・技術の習得や向上を図り、全職員のスキルアップ及び意識向上を目指すことを目標としています。

資格取得のための支援の具体的な取り組み内容としては、通信教育受講料及び受験料の助成を行っています。

要件Ⅲ

経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けています。

具体的には、勤続年数に応じて昇給する仕組みを設けています。

職場環境等

資質の向上

働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）を行っています。

労働環境・処遇の改善

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行っています。

健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備を行っています。

その他

非正規職員から正規職員への転換を行っています。